

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's 広場

関連リンク

資料室



HOME | 資料室 | 一般教養 | 労使トラブル法律相談Q&A | 労使紛争の解決方法

労働組合

労働者福祉・共済

一般教養

社会保障

労使トラブル法律相談Q&A

労働関係法

経営全般

人間関係とコミュニケーション

ライフプラン

男女共同参画

公務員関係法

日朝の歴史

7つの習慣

中東の歴史

ボランティア活動

環境活動

社会貢献活動

自己啓発

生涯学習

外交・防衛問題

資本論

労使紛争の解決方法

36 労使紛争の解決方法

Q 労使紛争の解決方法についてご教示ください。

- POINT**
- 労使紛争を解決するための裁判には、本案訴訟と仮処分手続があり、裁判所による労働審判や少額訴訟も利用が出来ます。
 - 個別的紛争では、労働局長による助言・指導や紛争調整委員会によるあっせん（調停）が受けられます。
 - 労働委員会は、不当労働行為の審査をするほか、個別的紛争のあっせんも実施しています。



A 労使紛争は、大きく個別労働者と使用者との間の紛争（個別的紛争）、労働組合と使用者との紛争（集团的紛争）に分けられます（なお、労働組合と組合員との紛争もあります）。最近では、雇用システムの変動などの影響によって個別的紛争が多くなってきています。

1. 裁判所による紛争解決

労使紛争を最終的に解決するためには、裁判による司法救済を受けることになります。しかし、裁判所による紛争解決には、長時間を要し、また費用もかかるなど労働者にとって大きな負担があります。これらの観点から、平成18年4月から、労働審判法が施行されました。労働審判は、個別的紛争につき、裁判官である労働審判官1名と専門的な知識経験を有する労働審判員2名によって構成される労働審判委員会に

より原則として3回で審理を終える制度です（89頁参照）。

裁判と比べて申立費用は原則として半額でありコストが安いことや決着までの日数が短いことから、利用が増えています。また、新民事訴訟法で採用された少額訴訟は、手続が原則として1日で終了するので、資金をめぐる訴訟として利用が期待できます（訴訟額が60万円以下）。

2. 労働局による紛争解決

個別的紛争が増加することを受けて、平成13年10月1日から、「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」が新たに施行され、「労働条件その他労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争」についての迅速かつ適性な解決のための制度整備が行われました。紛争当事者の双方または一方からの求めに応じて、各都道府県労働局長は必要な助言や指導ができ、紛争調整委員会によるあっせんをすることが出来ます。

なお、均等法事案については、紛争調整委員会による調停が行われます。

3. 労働委員会による紛争解決

労働委員会は、労働関係調整法に基づく争議調整と労働組合の資格審査および不当労働行為の救済申立てに対する審査を行い、申立ての全部または一部に理由があると認める場合には、救済命令を発します。

また、「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」20条は、地方自治体が独自に個別的紛争の解決のための施策をとることを求めており、多くの自治体ではあっせん事務を都道府県労働委員会に委任し、個別的紛争のあっせんを行うようになっています。

4. 企業内苦情処理制度

個別的紛争は、できれば企業内で自主的に処理することが望ましいので（「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」2条）、企業内における苦情処理制度の整備が重要です。

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録

お申し込みはこちらです。

>>一覧へ戻る

[教育カリキュラム](#)

[日本国憲法](#)

[傾聴](#)

[語り部スキル](#)

[▶ キーワード検索はこちら](#)

[▶ サイトマップ](#) [▶ このサイトについて](#) [▶ 個人情報保護の取組みについて](#)

[▶ ページTOPへ](#)

[TOP page](#)

[資料室](#)

[イベント情報](#)

[講師を探す](#)

[Worker's広場](#)

[関連リンク](#)

Worker's Library 静岡で働く人のための資料閲覧サイト
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.